

第10期岩出市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名及び期間

- (1) 業務名 第10期岩出市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務
- (2) 委託期間 契約の日から令和9年3月31日

2 目的

この仕様書は、第10期岩出市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（以下「第10期事業計画」という。）策定業務に係るプロポーザル実施要領に基づき、下記の業務を実施するに当たり必要な事項などを定める。なお、仕様書の取扱い又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市担当の指示によることとする。

3 業務の内容

受注者は、委託者が第10期事業計画を策定するために、委託者から提供された各種データ及び独自で集積したデータ等、策定に必要なデータを調査分析し、第10期事業計画の目標値の設定や課題等の整理を行うなど、同計画策定の業務を行う。

基本内容は、おおむね次のとおりとするが、今後国から示される第10期事業計画の策定方針により、追加・変更等することがある。また、本計画に共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

【令和7年度】

〔在宅介護実態調査について〕

配布予定数は、800件とする。

調査票の設計にあたっては、市の要望に随時対応し調査票を作成する。

回答については、自由記載以外は選択制とする。

調査項目については、厚生労働省及び県等で行う関連調査を参考に前回調査の質問を精査し、加除すること。

(1) 調査票の作成と必要部数の印刷

調査票とともに同封する案内文、送付用封筒及び返信用封筒の印刷を行い、必要部数を作成する。

(作成内容)

調査票：A4版、両面白黒印刷（8ページ程度）上質紙

案内文：A4版、片面白黒印刷（1ページ）上質紙

送付用封筒：角2、クラフト封筒（窓付き）、片面白黒印刷、糊付き

返信用封筒：長3、クラフト封筒、片面白黒印刷、糊付き

(2) 送付用ラベルの宛名印字

対象者の抽出及び宛名印字は、市が作成し提供する調査対象者の宛名ラベルを使用すること。ただし、宛名ラベルは、受注者において用意する。

(3) 調査票等の封入及び発送

受注者が調査票、案内文及び返信用封筒を送付用封筒に封入し発送を行う。

調査票発送及び返信用の郵送料は、受注者負担とする。（委託料に郵送料を含むものとする。）

(4) 回収された調査票の開封及びデータ入力作業

返信先は市とするが、受注者が市から回収し開封及びデータ入力作業を行う。

(5) 問い合わせ窓口の設置

受注者は、送付された調査票等に関する問い合わせの電話対応を行う。

問い合わせ窓口については、フリーダイヤルの設置を行う。

(6) 結果集計及び分析、計画策定への提案

集計作業については、単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。

また、市が要望するクロス集計に随時対応すること。

報告書の作成にあたっては、集計結果をグラフ化し、分析文を掲載すること。

また、岩出市の課題を分析し、計画の基本的方向性に関する提案を行う。

(7) 実態調査報告書の作成

A4版でワード又はエクセル形式による電子データ及び当該データを印刷したものを作成する。

[高齢者意向調査について]

配布予定数は、3,000件とする。（一般高齢者、要介護等認定者それぞれ1,500件）

調査票の設計にあたっては、市の要望に随時対応し調査票を作成する。

回答については、自由記載以外は選択制とする。

調査項目については、厚生労働省及び県等で行う関連調査を参考に前回調査の質問を精査し、加除すること。

(1) 調査票の作成と必要部数の印刷

調査票とともに同封する案内文、送付用封筒及び返信用封筒の印刷を行い、必要部数を作成する。

(作成内容)

調査票：A4版、両面白黒印刷（16ページ程度）上質紙

案内文：A4版、片面白黒印刷（1ページ）上質紙

送付用封筒：角2、クラフト封筒、片面白黒印刷、糊付き

返信用封筒：長3、クラフト封筒、片面白黒印刷、糊付き

(2) 送付用ラベルの宛名印字

対象者の抽出及び宛名印字は、市が作成し、提供する調査対象者の宛名ラベルを使用すること。

ただし、宛名ラベルは、受注者において用意する。

(3) 調査票等の封入及び発送

受注者が調査票、案内文及び返信用封筒を送付用封筒に封入し発送を行う。

調査票発送及び返信用の郵送料は、受注者負担とする。（委託料に郵送料を含むものとする。）

(4) 回収された調査票の開封及びデータ入力作業

返信先は市とするが、受注者が市から回収し開封及びデータ入力作業を行う。

(5) 問い合わせ窓口の設置

受注者は、送付された調査票等に関する問い合わせの電話対応を行う。

問い合わせ窓口については、フリーダイヤルの設置を行う。

(6) 結果集計及び分析、計画策定への提案

集計作業については、単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。

また、市が要望するクロス集計に随時対応すること。

報告書の作成にあたっては、集計結果をグラフ化し、分析文を掲載すること。

また、岩出市の課題を分析し、以下の観点で計画の基本的方向性に関する提案を行う。

- ① 必要な介護サービス、介護予防サービス量と提供体制
- ② 地域支援事業の利用量推計
- ③ 必要な施策（事業）の実施

(7) 実態調査報告書の作成

A4版でワード又はエクセル形式による電子データ及び当該データを印刷したものを作成する。

【令和8年度】

[計画策定業務]

(1) 計画の課題の整理と計画骨子案の作成

受注者は介護保険制度や高齢者保健福祉制度をめぐる制度改革の動向把握及び課題整理するとともに、国の関連資料等を収集し、第10期事業計画策定の基本的課題を整理した骨子案を作成する。

また、本計画においては、新たに認知症施策推進計画を包含するため、計画全体の構成や内容等について包含計画の趣旨等をふまえた助言を行うこと。

なお、作成にあたっては、以下を踏まえ岩出市の地域性を反映し県及び市の関連計画等との整合性を図るものとする。

- ① 在宅介護実態調査の調査結果
- ② 高齢者意向調査の調査結果
- ③ 介護予防・地域支援事業構築の支援

(2) 各種サービス等の現状把握

第10期事業計画における介護保険事業や高齢者保健福祉事業等の検証のための資料作成。

なお、作成にあたっては、以下を踏まえたものとする。

- ① 高齢者等の状況
- ② 介護給付、地域支援事業、高齢者福祉、各サービスの給付実績の分析と課題
- ③ 第9期事業計画における各種事業の状況及び評価
- ④ 介護保険給付統計の取りまとめと計画数値
- ⑤ 地域包括ケアシステムの目標像構築のための現状と課題

(3) 計画案の作成及び内容調整

第10期事業計画期間における事業量及び介護保険料設定のための計画案の作成。

受注者は、今後の本市の第10期事業計画期間における以下の推計及び検討を行う。

- ① 高齢者数、認知症高齢者数等の推計、介護人材の需要と供給の推計
- ② 各介護保険サービスの事業量の推計の基礎資料
 - ・各年度の高齢者等の状況
 - ・各年度における介護給付等サービスの見込み量の設定
 - ・施設、居住系サービス等にかかる必要数の設定
 - ・介護保険事業費の見込み
 - ・地域支援事業の推進に関する事項
 - ・介護保険事業計画用ワークシートの作成支援、推計の実施
 - ・その他必要な事項
- ③ ①及び②に基づく介護保険料の設定における支援

なお、②及び③は、国及び県の方針に沿ったものとする。

【令和7～8年度】

[策定体制、策定委員会等の支援]

(1) 策定委員会等への出席及び説明

対応については、以下を踏まえたものとする。

- ① 事業計画策定委員会の資料作成及びオブザーバーとして出席し、必要時の説明を受注者が行うものとする。委員会への出席は8回程度（基本的に午後2時から約2時間）の予定
- ② 議事録作成
- ③ 庁内協議等への出席（随時開催：必要に応じて事務局と打合せ、8回程度（初回は現地、以降オンラインを可能とする。））

(2) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用計画素案の作成及びパブリックコメントにおける意見集約業務

(3) その他

業務を実施する上で必要となる事項（有効な手法、社の実績及びノウハウを踏まえての提案等）

4 成果品

受注者は、成果品として次のものを納品する。

なお、電子データはマイクロソフト社Officeを使用して閲覧及び修正が可能な形式を用いること。

※ 本業務の成果品については、岩出市が著作権を持つものとする。

（加工及び複製、増刷等を可能とし、また市公式ウェブサイトにて公表できるものとする。）

(1) 在宅介護実態調査及び高齢者意向調査報告書

A4版でワード又はエクセル形式による電子データ及び当該データを印刷したもの各1部

(2) 第10期事業計画（素案）

A4版でワード又はエクセル形式による電子データ及び当該データを印刷したもの1部

(3) 第10期事業計画

① A4版ワード又はエクセル形式による電子データ

② A4版200部（140頁程度）

表紙は、カラーでコート紙とする。

本文は、単色印刷とし音声コード（ユニボイス）付きとする。

(4) その他関係資料一式（電子データ一式含む。）

5 その他

(1) 守秘義務

受注者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

このことは、契約期間終了後又は、契約解除後も同様とする。

(2) 再委託の禁止

① 受注者は、この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

② 受注者は、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、予め書面にて委託者の承諾を得なければならない。この場合において、受注者は、業務に係る一切の責任を負うものとする。

(3) 業務受託体制に関する留意事項

① 本業務に主として関わる研究員は、受託者の常勤職員であることとする。

② 本計画には、専門的知識や計画策定の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりが必要であるため、第9期介護保険事業計画策定及び高齢者福祉計画において、同種業務の受託実績を5市町村以上有していること。（調査業務のみの策定実績は対象

外とする。)

- ③ 本業務では個人情報を扱うため、JISQ27001(ISMS)又は JISQ15001(プライバシーマーク)を複数回取得しているとともに、更新履歴があること。(法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。) 個人情報の取扱については、細心の注意を払うとともに、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。

(4) 疑義

本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

参考資料（令和 7 年 3 月末現在）

総人口	65 歳以上人口	高齢化率	前期高齢者数	後期高齢者数	1 号被保険者数
53, 719 人	13, 605 人	25. 3%	6, 356 人	7, 249 人	13, 489 人

要介護認定者数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第 1 号被保険者 (A)	457	352	362	311	257	301	199	2, 239
前期高齢者数	56	41	22	39	22	25	29	234
後期高齢者数	401	311	340	272	235	276	170	2, 005
第 2 号被保険者 (B)	11	10	5	12	4	9	7	58
(A) + (B)	468	362	367	323	261	310	206	2, 297

(単位：人)

第 1 号被保険者のサービス利用状況（令和 7 年 3 月末現在）

認定率	16. 59%
受給率	79. 99%

	居宅	地域密着型	施設	合計
利用人数	1, 339 人	167 人	285 人	1, 791 人
構成比	74. 8%	9. 3%	15. 9%	100. 00%